

百世の流るるのいふ

あはれなるの百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

矢部町指定文化財  
井手家文書

百世の流るる

山崎田の百世と流るる世のいふ

山崎田の百世と流るる世のいふ

## 恩師井手久雄先生の米寿を祝して

本書は、矢部町指定文化財（書跡）『万世井手の流れ』（「矢部御惣庄屋次第記」）を解読したものです。

矢部郷初代の惣庄屋井手家に保存されている古文書です。著者は男成守寿翁で、同種の文書が他に二種類あるとのことですが、その原本となっているのが本書（「矢部町史」）であると言われています。

所蔵者である御当主の井手久雄先生は、私の少年時代の恩師であり、太平洋戦争中の学業のなかで、勤労奉仕に動員され寝食をともにしながら、教えを受け、今では懐かしい若きころを想い浮かべながら作成しました。こゝに先生の米寿を祝し、益々のご健勝とご多幸とを祈念して、解読を試みました。

平成六年六月十五日

解読者

井手口茂春

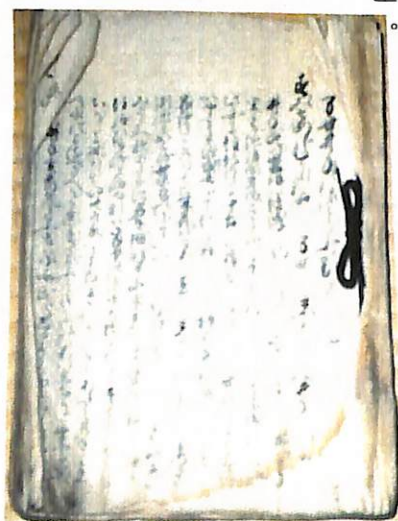
はじめに

書跡『万世井手之流』（昭和四年一月二十四日指定）題名は「矢部御惣庄屋次第記」。  
天明四年（一八一四）男成守寿翁が著述。慶長一八年（一六四三）初代井手玄蕃允政次から安永五年（一七七六）一〇代間部忠次公正代までの矢部手永惣庄屋の経歴・事績を記録する。藩政時代の矢部郷の状況を知る上で貴重なもの。  
その原本が本書と伝えられているが末尾の数葉が欠損している。  
文化・文政期、浜町に優れた知識人がいて、多くの門弟を指導し、数多くの貴重な著書を残している。その一人は、男成・小一領両神社の祠官、男成大和守寿である。

男成神社は承平三年（一一三三）阿蘇大宮司の勧請によると伝えられ、阿蘇大宮司惟義が神前で加冠の儀を執行して以来、大宮司矢部在館時代は必ず元服の式を行ったことから、男成神社と称され、社領二百五拾町歩を有していた由緒ある神社である。

小一領神社もまた天文五年（一五三六）御船房行謀反に対し、その討伐に向かった千寿丸（惟将）出陣の軍勢揃えを社前行い、戦勝を祈願したと言われ、社領八拾町歩の寄進を受けた阿蘇氏尊崇の神社である。男成家は代々、この両社の祠官であるとともに、阿蘇家の家臣としても重きをなしていた。

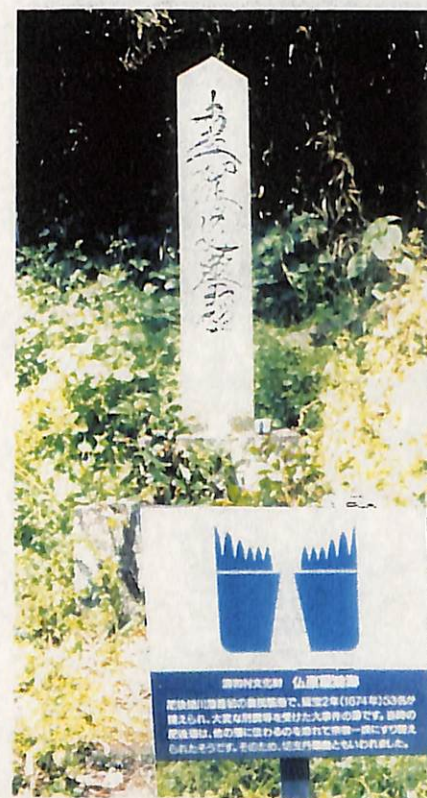
男成守寿は享保一一年（一七二六）一月七日、男成家知の長男に生まれ、幼名蔵人のち家寿、通寿、舎寿を経て守寿と名乗った。祠官となって伊予と称したが後に父を継いで大和と改めた。幼少より学を好み研鑽につとめ、特に国学の造詣が深く、祠官の傍ら子弟の教育に意を用いた。「矢部風土記」等の著者、渡辺質も、彼の教えを受けた人である。



文化五年（一八〇〇）七月一五日八三歳で没した。

仏原騒動。（本文二二頁関連） 細川綱

利時代の延宝二年（一六七四）正月、矢部手永仏原の地士結城半太夫・十太夫兄弟の家に親類や近隣の農民が多数集まって、武器を揃え不穏な空気が察知された。庄屋源左衛門は惣庄屋矢部兵右衛門政夷に報告、政夷は郡奉行に急報すると共に、会所役人、地域の御家人・力自慢の者を引き連



清和村文化財 仏原騒動碑  
肥後川通船の農民騒動で、延宝2年（1674）53名が捕えられ、大規模な刑罰を受けた大事件の跡です。当時の肥後藩は、他の藩に比べるのを恐れて宗教一揆にすり替えられたそうです。そのため、切支丹騒動ともいわれました。

れて鎮圧に向かった。一時は頑強に抵抗した結城兄弟も兄半太夫が鉄砲に倒れ、弟十太夫も自害して果て、残余の者は捕らえられた。藩庁からは取調べのため伊藤八郎右衛門が派遣され、厳しい捜査の結果、関係者はすべて投獄された。総勢五三人は更に嚴重な詮議を受け、一九人は獄中で死亡し、一三人は斬首された。この事件で結城兄弟が愛藤寺城代結城弥平次の一族であることから、キリシタンとの疑いがもたれ、江戸へも報告された。八月に幕府は渡辺大隅守を送って取調べに当たさせたが、主謀者である結城兄弟が死亡しているので確証は挙がらず、キリシタン反乱か否かは、はっきりとはしなかった。現在残っている記録でも正確な事件の真相は分からない。近世の農民一揆というよりも、地方の不平等小豪族の抵抗としての性格のものとも言われている。清和村仏原には、その跡に供養碑が建てられている。

## 凡 例

一 本書は、井手家文書『万世井手の流れ』（「矢部御惣庄屋次第記」）を解説したものです。残念な事に末尾の何枚か欠如しており、その部分（本書五五頁以下）は既に解説されている県立図書館本を参考に構成しました。

二 解説に当たっては可能な限り、原史料に従い、原文の意味を損なわない範囲で次のように配慮しました。

(1) 而・茂・江・ニ・者の変態仮名は小文字を用いて仮名であることを表しました。また「候」にはいろいろの書体がありましたが、すべて「候」に統一しました。

(2) 誤字と思われる文字、または現在通用している地名等は（ ）書きに訂正しました。

例、高知穂↓（高千穂）。録↓（録）。

(3) 注釈は、便宜上頁ごとに①②③を付し、巻末に整理しました。

(4) 年号の記載にあたって、（ ）内に西暦年号を記入しました。

三 本書の作成に当たっては、所蔵者の井手久雄先生、県立図書館、甲斐保明氏（矢部町在住）、灰住氏（熊本市在住）に御協力・御指導を頂いたことを付言し感謝申し上げます。

平成六年六月十五日

万世井手の流といふ題の心を

すみそめしむかしの名のミ 万世も流れ絶せぬ井手の川水  
井手氏の義祖ハ、俊成卿の駒とめて猪水かはん山吹の、と誂給ひし井  
手の里より肥後国豊田ノ庄。といふ所に下りて住ける人なり。其子孫代々  
相統此國に住侍りしに、中古ハ阿蘇家の家臣として世録(一)も重く、家  
官もいやしからざる武士にて、代々取仕へたる梓弓。矢部、郷に威をは  
りし家なりしか。さのふの栄花(二)ハけふの夢と覺はて、あすか川の流  
れ淵瀬とかはる世の習ひにて、いみじかりし阿蘇の家もいつしか衰へ惟  
善(三)のみこ(四)さへ敵のために身を惜(五)なる。山水のあるかなきか  
の如くに隠れ住給ひけるさまなれハ、家中の諸士は風に乱る、木の葉の  
如く皆ちりちりに成行て、ゆくこゑいかに白玉か、あそハ露のあたし身  
をよるへの水のよるべきへ、うかれた、よふうたかたの、あハれなりし  
世にも成しかハ、井手玄番允といふ者ハ小西(六)氏のしるよしたりける片

受等司(七)といふ城下に、かりのたつきをもとめ行て、今更何と心に  
もあらで、此世を空蟬の羽よりも軽き役を勤て、年月を送りしか、  
加藤(八)氏の御代となりてより、受等司を仕捨て此宮原に居を  
移して住けるに、矢部一果の名主の号を賜りしより、子やむま子と  
代を重ねて其役を勤けるに、井手政夷か時に、ゆへ有て役儀を退  
転し、家も絶果ぬるとかや。されハ古より幾百世相統て、めてたく  
崇へたりし家なから、流の末の浅々敷成行のミかハ、終に其家の絶ぬる  
世の有様そ是非なけれ。さハ有なから矢部の名主の始、ハ井手玄番允  
にて有ければ、其家ハ移りかハりぬとも、名主の役名ハ猶万代も尽し  
なく、絶せぬ井手の流れなるへしと、いへる歌の心なり。但、井手玄  
番允よりこのかたと見て可ならんか、今、此歌を誂て題号とす。

大の四のうゝ水月

風月堂主人筆

矢部御惣庄屋次第記

當國矢部御惣庄屋者井手玄番允日限

政次といふもの慶長ノ比始勤役有  
其子孫代々間部忠次公正とて役を  
十代に當り、年歴既に百七十餘年  
及へり。然るに其役ハ連綿而數代相承すと  
いへとも、井手氏は四代にして、矢部兵右衛門政夷  
至天和武年(一六八二)に断絶。其跡杣頭役。なりし  
古開勘右衛門重元、云者、相継て勤役せしに、

矢部御惣庄屋次第記

當國、矢部御惣庄屋の井手玄番允日限  
政次といふもの、慶長の比、始勤役有し  
より、當役間部忠次公正迄、其役は  
十代に當り、年歴既に百七十餘年に  
及へり。然るに其役ハ連綿而數代相承すと  
いへとも、井手氏は四代にして、矢部兵右衛門政夷  
至天和武年(一六八二)に断絶。其跡杣頭役。なりし  
古開勘右衛門重元、云者、相継て勤役せしに、

(二七一四)

其孫矢部勘右衛門重行か代に至、正徳四年之春、  
古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山  
支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠  
相承て、在勤四十余年全役たりしより、  
其子孫、役儀連統して、于今至迄、其家不  
変、如斯姓を革(一)事三度に及ひ、世移、家  
易、ければ、往昔之古帳旧記之類、悉く  
紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳  
已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

其孫、矢部勘右衛門重行か代に至、正徳四年之春、  
古開氏三代にして亡滅せり。其跡を御山  
支配役。間部忠助一男、間部次兵衛隆忠  
相承て、在勤四十余年全役たりしより、  
其子孫、役儀連統して、于今至迄、其家不  
変、如斯姓を革(一)事三度に及ひ、世移、家  
易、ければ、往昔之古帳旧記之類、悉く  
紛失して伝らず。間部隆忠勤役ありし正徳  
已來之記録のミ今に伝、ける。夫、御惣庄屋

將軍の役業たりといへとも、一卿を執行  
司役にして、其業至重、其職至大也。故に一卿之人、恐怖尊敬する事  
諸役に異り、依之其人拔群にあら  
されは、此役を勤事誠に難し。予  
当所御惣庄屋代々の事蹟を識さま  
ほしく、兼て思之といへとも、未、其證書  
を索（モトメ）得されハ、是を記せんに契（ホリトコロ）なく、適迄（タマタマ）  
老人のむかし語にする處も、漸く古閑氏  
より以降（コノカ）之事にして、井手政夷（マサツネ）已前  
の事は、其名目さへ曾（ソノ）知（チ）者鮮（マレ）し、  
我此地に生れて、その所柄のむかしの事蹟  
のしれざる事を患て、累年心を古に  
用ひ、旧家に至て古書を探（サグ）し、老人に  
対謁して古跡を問ひ、或は屏風ふすまの  
剥（ハ）れたる紙屑迄も、其用有ものハ拾（ヒ）集（メ）て  
年号に因て、其人の時代を考へ、其人の名目に  
よりて年号を稽（ヒキ）へ、或、老人の昔語も

退（のり）て異同を考へ、疑しきを闕（のり）て、其用を  
取て、彼を以て是に合せ、間（マ）憶（オモ）跡を  
加へて、漸御惣庄屋名目の次第と  
時代々々の事蹟のあらましを、俗  
談のまゝに俚言をもつて記し侍りぬ。  
しかハあれとも、もハラ（オモ）傳説のミにして、  
舊記證書によること少かりければ、  
猶、齟齬（ソゴ）する事も多かりぬべし。  
若し、いにしへを好む同志の人出来  
り、此證書を探索することあらハ、此書の  
謬を訂補剛正し給ふへし。然らハ、  
我幸のミカハ、後世此所柄の龜鏡  
ともならんかしと云爾。（安政じうんじ、大を地二時）

天明四年 仲夏下浣

柳下亭首東泉書

天明四年 仲夏下浣  
柳下亭首東泉書

矢部御惣庄屋次第私考

慶長十八年、矢部御惣庄屋之始  
井手玄番允政次  
日二日足

天和二年、勘役  
本苗古閑

正徳五年、勘役  
本苗間部

一 二 三 四 五 六 七 八

九 十

- 井手玄番允政次
- 矢部平兵衛政重
- 矢部四郎右衛門政雄
- 矢部兵右衛門政夷
- 矢部勘右衛門重元
- 矢部勘右衛門重政
- 矢部勘右衛門重行
- 矢部忠兵衛隆忠

- 間部忠兵衛公豊
- 間部忠次公正

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

矢部御惣庄屋名目次第

- 井手玄番允政次 会所手代不知
- 矢部平兵衛政重 //
- 矢部四郎右衛門政雄 //
- 矢部兵右衛門政夷 //
- 矢部勘右衛門重元 御代モ勘役、慶七なりし十不分明
- 矢部勘右衛門重政 新町勘役、片平村勘役
- 矢部勘右衛門重行 牧野村久兵衛、高月村惣右衛門、田吉村勘役
- 矢部忠兵衛隆忠 新藤村源八、濱町七、大綱村大右衛門
- 間部忠兵衛公豊 由小野村勘役、同村次右衛門、上名進石村勘役
- 間部忠次公正 上名進石村勘役、大野村勘役

矢部御惣庄屋次第私考

井手玄番允日限政次

系譜を考へ、新藤三盛明（キリマキ）云者肥後国土与田庄ヲ賜り、京都より下りけるよし見へたり。然共其時代何れの比と云事見へ侍らす。夫より。藤太夫盛定。又太夫盛経。藤太夫盛末四良（即）盛勝、次第して。由被開召、仍執達如件、正平三年（二二〇八）二月洋院殿教書と有り。此処脱簡あるにや文儀程通。然則ハ正平年より新藤三盛明ハ四代以前なり。正平ハ承平なる（し）、人皇六十代朱雀院の年号也。其比之武臣ハ六孫王経基。倭藤太秀郷。時代なり。是より四代已前なれハ大体推歩するに、仁明天皇承和の比肥後国に下りし人なるべし。四郎盛勝より井手五郎。右衛門

矢部御惣庄屋次第私考  
井手氏、系譜を考へ、新藤三盛明（キリマキ）云者肥後国土与田庄ヲ賜り、京都より下りけるよし見へたり。然共其時代何れの比と云事見へ侍らす。夫より。藤太夫盛定。又太夫盛経。藤太夫盛末四良（即）盛勝、次第して。由被開召、仍執達如件、正平三年（二二〇八）二月洋院殿教書と有り。此処脱簡あるにや文儀程通。然則ハ正平年より新藤三盛明ハ四代以前なり。正平ハ承平なる（し）、人皇六十代朱雀院の年号也。其比之武臣ハ六孫王経基。倭藤太秀郷。時代なり。是より四代已前なれハ大体推歩するに、仁明天皇承和の比肥後国に下りし人なるべし。四郎盛勝より井手五郎。右衛門

公貞、弥三郎頼国、弥次郎安基、新次郎公基、如此次第して宇治日限、政丸、八代郡田浦住。夫。次第連続。家。紋。目。日足と有り。如此ありて井手四郎左衛門尉政善、掃部之助政宣、新三郎政俊、大蔵少輔政秀と次第せり。此政秀に阿蘇大宮司惟憲より賜りし御書あり。其文。曰、

長貞、弥三郎頼国、弥次郎安基、新次郎公基、如此次第して宇治日限、政丸、八代郡田浦住。夫。次第連続。家。紋。目。日足と有り。如此ありて井手四郎左衛門尉政善、掃部之助政宣、新三郎政俊、大蔵少輔政秀と次第せり。此政秀に阿蘇大宮司惟憲より賜りし御書あり。其文。曰、

六箇地頭分之内、岩川石之事、知行不可有相違、弓矢之番、度々依忠節、惟忠公方様、可被加御扶持之由、蒙仰候条、為此方々無等閑弥可致忠節之状、如件、  
文明十九年（二〇八七）五月七日惟憲判  
井手大蔵之所

六箇地頭分之内、岩川石之事、知行不可有相違、弓矢之番、度々依忠節、惟忠公方様、可被加御扶持之由、蒙仰候条、為此方々無等閑弥可致忠節之状、如件、  
文明十九年（二〇八七）五月七日惟憲判  
井手大蔵之所

大蔵少輔政秀より井手勘解由政直、兵庫介政明、清左衛門  
豊久に在りし河原家老より其文二曰  
父兵庫允知行分、矢部内福原村、古畑村、同、  
杉内、垣内居屋敷之事、知行不可有相違者  
也、弥忠節奉公可然候、為後日如件、

明應三年甲子八月廿一日

村山惟貞  
井手勢左衛門とのへ

此井手清左衛門より清右衛門尉豊延、此豊延小一領社、天文六  
年（二三七）再興之棟木載たり。阿蘇大官司惟重の時代なり。  
夫より井手大蔵少輔豊守、弘治年中小監物政次、元龜年中玄

井手勢左衛門とのへ

七

番允政實、天正五年玄番允政次、慶長五年此玄番允政次、同  
善大夫、小一領社元和七年（二六二）再興之棟木ニ載たり。  
玄番允政次、棟木ニ六葉治有り、按に慶長十七年（二六二）一國一城之御定ありて、  
御国中所々之城郭を解崩しめ給ふ。此時矢部愛等司  
城は、新美八左衛門・小川監物兩人、奉行として城を解崩  
させける。此時井手玄番允は愛等司城下在任之役人  
なりしか、此城下落没せしより此宮原地に引移り、屋敷を  
トして家を建、親族不残住居せられけるに、慶長十  
八年（二六三）矢部御惣庄屋役被仰付けける故、居宅を直に矢部  
会所として役所を構へ、郷内之事を取捌れけると也。  
是、矢部御惣庄屋之始、也。給手水御惣庄屋、市田氏之先祖書を、市田一千ト云者、慶長十八年結城郡地

大蔵少輔政秀より井手勘解由政直、兵庫介政明、清左衛門  
豊久、此豊久に阿蘇家老よりの状有り。其文二曰、  
父兵庫允知行分、矢部内福原村、古畑村、同、  
杉内、垣内居屋敷之事、知行不可有相違者  
也、弥忠節奉公可然候、為後日如件、  
明應三年（二四九）八月廿一日 村山惟貞  
竹崎惟満  
此井手清左衛門より清右衛門尉豊延、此豊延小一領社、天文六  
年（二三七）再興之棟木載たり。阿蘇大官司惟重の時代なり。  
夫より井手大蔵少輔豊守、弘治年中小監物政次、元龜年中玄  
番允政實、天正五年玄番允政次、慶長五年此玄番允政次、同  
善大夫、小一領社元和七年（二六二）再興之棟木ニ載たり。  
玄番允政次、棟木ニ六葉治有り、按に慶長十七年（二六二）一國一城之御定ありて、  
御国中所々之城郭を解崩しめ給ふ。此時矢部愛等司  
城は、新美八左衛門・小川監物兩人、奉行として城を解崩  
させける。此時井手玄番允は愛等司城下在任之役人  
なりしか、此城下落没せしより此宮原地に引移り、屋敷を  
トして家を建、親族不残住居せられけるに、慶長十  
八年（二六三）矢部御惣庄屋役被仰付けける故、居宅を直に矢部  
会所として役所を構へ、郷内之事を取捌れけると也。  
是、矢部御惣庄屋之始、也。給手水御惣庄屋、市田氏之先祖書を、市田一千ト云者、慶長十八年結城郡地

御惣庄屋役被仰付し見たり。然則八此時、御国中一統に御惣庄屋名目始りしなるべし。玄番允、愛等司より  
居を宮原に移されければ、愛等司町之町人、孫右衛門・  
長右衛門と云者を始とし、商家輩追々当地に來住して  
家を建、市店を構へける。是則、濱町之濫觴なり。  
其比ハ宮原町と云、又、庄、町とも唱へけるか、其後、濱町と  
改けるとそ。井手玄番允弟に同善大夫政重と云者  
あり、玄番允一同に宮原に居住しける。井手善太夫子に  
善左衛門と云もの有けるか、有馬左衛門佐。殿に奉公して祿  
三百石にて有しか、後にハ当国に仕へて祿も右之通成しに、  
病身と成りて勤仕成難、御暇を願ひて薙髮して、名を  
祐雪と改ける。是則、濱町東雲寺。開基之僧なり。

八

玄番允子孫ハ代々御惣庄屋を相続し、弟善太夫子孫ハ  
代々東雲寺之位僧たり。玄番允・善太夫兄弟一同に、  
此地に屋鋪を構へられける故、会所屋敷と東雲寺  
屋敷ハ、只、垣を一重隔たる迄の隣家なり。そも井  
手玄番允ハ矢部御惣庄屋之元祖にて、濱町を建初  
し人なれとも、子孫に至て御惣庄屋役も他性（性）に  
変り、井手氏の氏苗も今ハ断絶に及ひ、其名目たに  
知る人なく成行しそ歎かし。

右、玄番允在勤之年限、親族・妻縁、未考也。慶長十  
八年より天明四年（二七三）迄、百七十武年に及べり、井手氏之家  
相続なけれハ、其事跡の昔語も残り侍らす。

玄番允政實、天正五年玄番允政次、慶長五年此玄番允政次、同  
善大夫、小一領社元和七年（二六二）再興之棟木ニ載たり。  
玄番允政次、棟木ニ六葉治有り、按に慶長十七年（二六二）一國一城之御定ありて、  
御国中所々之城郭を解崩しめ給ふ。此時矢部愛等司  
城は、新美八左衛門・小川監物兩人、奉行として城を解崩  
させける。此時井手玄番允は愛等司城下在任之役人  
なりしか、此城下落没せしより此宮原地に引移り、屋敷を  
トして家を建、親族不残住居せられけるに、慶長十  
八年（二六三）矢部御惣庄屋役被仰付けける故、居宅を直に矢部  
会所として役所を構へ、郷内之事を取捌れけると也。  
是、矢部御惣庄屋之始、也。給手水御惣庄屋、市田氏之先祖書を、市田一千ト云者、慶長十八年結城郡地

寛永九年六月九日、矢部平兵衛政重、大駮ありしより、祭礼踊を願ひ立られし伝説あり。事長き故干茲不、贅へ。矢部地踊、瀧之処に記すべし。故、略之。此祭礼踊之事、付、矢部兵右衛門男成社宮下庄屋中を集、六月十五日祭礼踊無退転なきやうにと、庄屋中連判させられし時、矢部兵右衛門書れしもの有り。其文、曰、男成社御祭礼之事、往古、矢部郷中無洩所御供物を備へ、御祭礼を勤たりしと承傳へ候。何之比よりか其祭礼止しに、近村之産子中、古之例を曳て祭礼を再興して、時之分(合)一力を催し、為神事踊を企、祭、を仕初し

より当年、五十年に及び無退転祭礼を勤、来事、恐、ハ御国家安民重なる故也。千秋万歳之奇瑞目出度御事、不遇之。当年又御祭礼之事、如旧例可相勤段、従公儀被成御免、恒例之祭礼相勤申事、誠神慮、相叶、産子中冥加之程難有覚ゆ。依之今日祭組之村々、各參會相談之処、違安無之、末代迄、此祭礼企、懈怠有間敷事心外也。御産子逐年倍繁昌成べし。且又、自今已後、祭村之事、古、記録を尋て御祭に相加、輩有ハ、不及沙汰相加へし。仍、今日參會之面々永遠背申間鋪印、書付置者也。

天和武年六月九日

寛永九年六月九日、矢部平兵衛政重、大駮ありしより、祭礼踊を願ひ立られし伝説あり。事長き故干茲不、贅へ。矢部地踊、瀧之処に記すべし。故、略之。此祭礼踊之事、付、矢部兵右衛門男成社宮下庄屋中を集、六月十五日祭礼踊無退転なきやうにと、庄屋中連判させられし時、矢部兵右衛門書れしもの有り。其文、曰、男成社御祭礼之事、往古、矢部郷中無洩所御供物を備へ、御祭礼を勤たりしと承傳へ候。何之比よりか其祭礼止しに、近村之産子中、古之例を曳て祭礼を再興して、時之分(合)一力を催し、為神事踊を企、祭、を仕初し

寛永九年六月九日、矢部平兵衛政重、大駮ありしより、祭礼踊を願ひ立られし伝説あり。事長き故干茲不、贅へ。矢部地踊、瀧之処に記すべし。故、略之。此祭礼踊之事、付、矢部兵右衛門男成社宮下庄屋中を集、六月十五日祭礼踊無退転なきやうにと、庄屋中連判させられし時、矢部兵右衛門書れしもの有り。其文、曰、男成社御祭礼之事、往古、矢部郷中無洩所御供物を備へ、御祭礼を勤たりしと承傳へ候。何之比よりか其祭礼止しに、近村之産子中、古之例を曳て祭礼を再興して、時之分(合)一力を催し、為神事踊を企、祭、を仕初し

寛永之比在勤にて、干天之時男成社に而を祈りて大駮ありしより、祭礼踊を願ひ立られし伝説あり。事長き故干茲不、贅へ。矢部地踊、瀧之処に記すべし。故、略之。此祭礼踊之事、付、矢部兵右衛門男成社宮下庄屋中を集、六月十五日祭礼踊無退転なきやうにと、庄屋中連判させられし時、矢部兵右衛門書れしもの有り。其文、曰、男成社御祭礼之事、往古、矢部郷中無洩所御供物を備へ、御祭礼を勤たりしと承傳へ候。何之比よりか其祭礼止しに、近村之産子中、古之例を曳て祭礼を再興して、時之分(合)一力を催し、為神事踊を企、祭、を仕初し

天和武年六月九日

矢部兵右衛門判

右之文禁に因て考之に、寛永九年(二六三)之比、六月十五日祭礼世踊始りしといふ説勿論なり。是より相続て同年九月九日、小一領社祭禮踊を願置候ハれしより、上大川姫宮社祭礼九月十九日、鶴底村御釜社祭礼九月廿九日世踊相続ひて願ひ立られしといへり。むかしは四ヶ所共に祭礼踊、産子中より地踊にいたしけるか、いつの比よりか在方の祭礼ハ、地踊止て藝者を雇ひ、祭礼を勤る事にハ成しやらん。むかしより今世に到迄、地踊無退転相勤所ハ、濱町小一領社祭礼迄なり。是ハ宮下の村々に不構、濱町産子中迄にて相勤けるゆへ、とこしなへに退転

せぬものと見へたり。矢部にてハ祭礼踊無之村々も、九月ハ初九日、中九日、乙九日と云て、其村々昔より祝ひ来る。九日を定例として親戚互(タギ)に出入して酒食を設て、客を饗(モチナ)し九日を賀する事昔も今も替事なし。季秋。五穀已熟して、秋ハ飽足(アタタシ)の訓。にて農家豊にして五穀の神を祭、親戚も參會して、年を祝するの古例なるへし。寛永九年、細川君当国之領主と成給ひしより、民図帳なども改しなるへし。寛永之古帳所々ニ留まり、手永と云名目は其比迄ハなかりしにや、矢部、内何村とありしと覚ゆ。今按に井手玄番允、名目ありける元和七年(二六二)より寛永十四年(二六三)迄、年数十五年也。共に百五十年餘の事にて、此

上野市 現存 矢部 形 状 事 跡、未 考 之。

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。子息、平兵衛と云者あり、先祖の名を付ものなれハ、是も祖父の名を付たるか。寛永十四年（一六三七）矢部平兵衛名目記せるより、寛文元年（一六六〇）迄、廿五年に及べり。万治元年（一六六〇）会所に醉犯人あはれる時、濱町丁頭。茂右衛門と云者馳行て、彼アハレ者に切殺されし事あり。其アバレ者ハ四国の者なりしや、所之者共跡より追懸、打殺しけるとかや此時代共の事なるべし。或人の所持する御惣庄屋次第を書たる物を見しに、井手玄番允。四郎右衛門・弥兵衛・兵左衛門と次第せり。平兵衛名目ハなくして

十一

弥兵衛と云もの有。矢部平兵衛ハ寛永之古帳に見ゆれハ、井手玄番允より四郎右衛門と有ハ誤なり。弥兵衛と云、御惣庄屋未、考。四郎右衛門ハ寛文之記に見ゆれハ、夫より矢部兵右衛門在勤、延宝二年（一六八四）ハ寛文元年（一六六〇）より僅に十貳年也、四郎右衛門會文元年後迄在勤して、兵右衛門延宝二年より前に勤役たらハ、弥兵衛御惣庄屋たるへき年間なし。殊に井手弥兵衛と書たるものもあれば、御惣庄屋にてあらざる事知べし。其比御惣庄屋ハ在苗（イ）にて、何れも矢部何がしと見へたり。井手弥兵衛ハ下名連石村吉祥寺。住持、義諦（イ）といふ者の実父なりしともいふ。何れ井手家の一類なるへし。されとも其人柄余、よろしからざりしよし語り伝ふ。予、此等の分明

ならざる事を患へて、数年古書を尋求といへども、其證とすへきもの見当り侍らず。玄番允より四郎右衛門まで、三代名目計ハ知れなから、兄弟・妻子・親族何かしにて有しや知ものなし。説や在勤の年間の如きをや、昔乃事、百年餘に成りぬれハ、語り傳へにも残らぬものなり。此次之矢部兵右衛門代よりハ、少しく分る事多し。

予、一日所々の墓所を見めぐりて、玄番允・平兵衛・四郎右衛門三代は、当所御惣庄屋にて有しかハ、それとしらるへき石碑をや有と、古墳の苔を拂ひて尋求けれど、さるへき墓も侍らず。累々たる古墳・石碑ハ九苔に埋れ、或ハ倒れ、或ハ子孫絶果し墓ともハ、盆正月にも私ハぬものにて、荊棘の中に

十二

埋れしも多し。かく古き石碑も多侍れと俗名なけれハ、縦ひ其人々の墓ありとも、法名にてハ知れかたし。石碑にハ家の紋、俗名等をしるしおかましきもの也。其子孫たりとも俗名なけれハ、先祖の墓何かしといふ事を唱へ失ふ事多し。むかしハ物こと密ならず、名ある人の墓といへとも、さつとしたる石碑を建たる迄にて、俗性（イ）一等を記せしハ稀也。

西行法師か歌に、深草の裾野の塚の数そへて、むかしの人に君をなしつる。と読しか如く、去年（イ）ハ誰か失うき今年ハ誰か死し、先月ハ何某かなくなり、今月ハ誰か身まかりしなど、餘所事のやうに誰もいふにや。陳行駒（イ）羊、歩、我身の上にも近つかぬかハ、人更に百年（イ）を期せんや。たとへ千とせを

寛文之比之在勤之よし古記に見へたり。子息、平兵衛と云者あり、先祖の名を付ものなれハ、是も祖父の名を付たるか。寛永十四年（一六三七）矢部平兵衛名目記せるより、寛文元年（一六六〇）迄、廿五年に及べり。万治元年（一六六〇）会所に醉犯人あはれる時、濱町丁頭。茂右衛門と云者馳行て、彼アハレ者に切殺されし事あり。其アバレ者ハ四国の者なりしや、所之者共跡より追懸、打殺しけるとかや此時代共の事なるべし。或人の所持する御惣庄屋次第を書たる物を見しに、井手玄番允。四郎右衛門・弥兵衛・兵左衛門と次第せり。平兵衛名目ハなくして